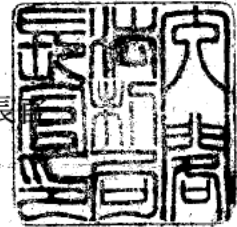


内閣法制局総総第27号
令和6年3月12日

開示決定等の期限の延長について（通知）

様

内閣法制局長



令和5年12月13日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
(1) 法制執務資料（令和3年度）（他省庁へ示す基準、経緯）
(2) 法制執務資料（令和3年度）（その他文書）
- 2 延長後の期間
令和6年4月11日（木）
- 3 延長の理由
開示・不開示の判断に係る関係行政機関との協議に時間を要し、開示決定等の期限までに開示又は不開示の決定を行うことが困難であるため。

* 担当課等 内閣法制局長官総務室総務課
所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL：03-3581-7271（代）内線2117